（法第五十条の六第八項の規定による措置）

第十五条の九　前条第一項の規定は、特定港湾管理者が特定利用推進計画に法第五十条の六第三項第四号に掲げる事項を定め、又は当該事項に係る特定利用推進計画の変更をする場合に準用する。

2　第十七条の四第二項から第四項までの規定は、前項において準用する前条第一項の規定による縦覧について準用する。この場合において、これらの規定中「港湾管理者」とあるのは「特定港湾管理者」と、第十七条の四第二項及び第三項中「認定の申請」とあるのは「第十七条の二第一項各号に掲げる事項」と、同項第一号中「申請者」とあるのは「特定埠頭の運営の事業の実施主体」と、同条第四項中「認定の申請」とあるのは「事項」と読み替えるものとする。

第十五条の十～第十五条の十二　（略）

（共同化促進施設協定の認可等の公告）

第十五条の十三　第十五条の十一の規定は、法第五十条の十一第二項（法第五十条の十二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

第十五条の十四～第十五条の十八　（略）

（港湾環境整備計画の作成及び認定の申請）

第十五条の十九　法第五十一条第一項の港湾管理者の認定を受けようとする者（次項第一号において「申請者」という。）は、第五号の二の二様式による申請書を港湾管理者に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　法人にあつては、次に掲げる書類

イ　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ　最近の事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書

二　個人にあつては、次に掲げる書類

イ　住民票の写し

ロ　財産目録

三　緑地等の位置図

四　法第五十一条第三項に規定する事項を記載する場合には、第三条の四第一項各号に掲げる書類

五　その他参考となるべき事項を記載した書類

（法第五十一条の二第三項の公正な手続を確保するための措置）

第十五条の二十　港湾管理者は、法第五十一条の二第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の認定をするに当たつては、当該認定を申請した者の氏名又は名称及び法第五十一条第二項第一号から第五号までに掲げる事項の概要を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

2　港湾管理者は、前項の規定による縦覧をするときは、あらかじめ、縦覧の開始の日、縦覧の場所及び縦覧の時間を公報、掲示その他の方法で公告しなければならない。

3　港湾管理者は、第一項の規定による縦覧をするときは、次に掲げる事項（公表することが不適切であると港湾管理者が認めるものを除く。）を公報、掲示その他の方法で公告しなければならない。

一　当該認定を申請した者の氏名又は名称

二　法第五十一条第二項第一号から第五号までに掲げる事項の概要

（新設）

第十五条の九～第十五条の十一　（略）

（共同化促進施設協定の認可等の公告）

第十五条の十二　第十五条の十の規定は、法第五十条の十一第二項（法第五十条の十二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公告について準用する。

第十五条の十三～第十五条の十七　（略）

（新設）